

募集

楽しく体を動かしましょう



## ディスクニュースポーツ大会を開催します

問合せ先/函南町スポーツ推進委員会 (生涯学習課内: 979-1733)

### ○日時

平成30年2月18日(日) 9時15分～

### ○場所

函南町体育館

### ○競技種目

ディスクゴルフ、ディスクゲッターナイン

### ○持ち物

体育館シューズ、タオル、飲み物

### ○申込み

1チーム2人～3人。平成30年1月31日(水) 17時までに生涯学習課窓口へお申し込みください。申込用紙は窓口にて用意してあります。

募集

骨粗しょう症を知りましょう



## 骨粗しょう症予防教室

申込み・問合せ先/健康づくり課 (978-7100)

### ○日時

平成30年1月29日(月) 13時～15時

### ○場所

函南町保健福祉センター

### ○対象

町内在住の70歳以下の女性

### ○内容

保健師の講和、栄養士の食事指導、運動指導など(希望者はTANITA体組成計による測定)

### ○持ち物

筆記用具、体育館シューズ、飲み物、タオル、動きやすい服装でお越しください。(運動制限がある人は運動指導はご遠慮ください)

### ○申込み

平成30年1月19日(金)までに電話でお申し込みください。

お知らせ

「傷病届」を提出しましょう

## 交通事故などで治療を受けるときは届け出が必要です

問合せ先/住民課 (979-8111)

交通事故、暴力行為、飼い犬にかまれて負傷した場合など、第三者行為による傷病で医者にかかった場合には、原則保険証を使用することはできません。医療費は本来加害者が負担するべきものです。

ただし、「傷病届」を提出することにより、保険治療を受けることができます。この場合には、被害者に代わり国民健康保険が加害者または加害者が加入している損害保険などに医療費を請求することになりますので必ず届け出をお願いします。

お知らせ

修学資金と就学支度資金



## 母子・父子寡婦福祉資金の貸し付けを行います

問合せ先/子育て支援課 (979-8133)

母子・父子家庭や両親のいない児童の高校・大学などへの修学資金と就学支度資金の貸し付けを行います。

### ○修学資金 (高校以上に通学するために必要とする費用)

・授業料・教材費・交通費などを修学期間中に継続的に貸し付け…月額18,000円～64,000円

### ○就学支度資金 (入学時に直接必要とする被服・履物などの購入費)

・入学時に1回に限り貸し付け…40,600円～590,000円

※金額は学校の種別や自宅・自宅外通学により異なります。

### ○返済方法など

・返済…学校を卒業してから6か月経過した後から返済開始。返済期間は最長20年。

・保証人…身元確認者が1人必要。

・利子…利子なし。ただし、返済が遅れた場合、年5%の違約金が発生。

### ○申込み

申請書類を渡しますので平成30年1月9日(火)までに窓口へお越しください。その際に面接日程などを調整します。

お知らせ

書類をご確認ください



## 平成30年度小学校・中学校の新入学について

問合せ先/学校教育課 (979-8121)

平成30年4月に小・中学校に入学予定のお子さんの保護者に1月中旬に教育委員会から「入学通知書」を送付します。

### ○対象

・新小学1年生

…(平成23年4月2日生まれ～平成24年4月1日生まれ)

・新中学1年生

…(平成17年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ)

### ○その他

該当年齢なのに「入学通知書が届かない」「入学通知書」の記載事項に変更(名前・住所・転出など)または、誤りがある場合はご連絡ください。

募集

保健師を追加で募集



## 平成30年4月1日採用「函南町新規採用職員」

問合せ先/総務課 (979-8103)

### ○保健師…3人

- ・昭和58年4月2日以降生まれで大学卒業以上の学歴(平成30年3月末に卒業見込みを含む)
- ・保健師の資格を有する、または平成30年3月資格取得見込み
- ・日本国籍を有し、地方自治法第16条の欠格事項に該当しない

### ○申込期間

12月18日(月)～平成30年1月22日(月)

### ○試験日

平成30年2月15日(木)

### ○試験場所

函南町役場

### ○その他

申込用紙は12月15日(金)から総務課で配布します。申込用紙を郵便で請求する場合は、82円切手付き返信用封筒(定型、宛名明記)を同封してください。

## 町税アラカルト

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の土地や家屋、償却資産の所有者に納めていただく税金です。

家屋を取り壊しても、届け出を行わないと、壊したはずの家屋に次の年度も固定資産税が課税されてしまうことがあります。正しい課税を行うためにも、取り壊した際は早めの届け出をお願いします。

家屋とは…住宅、店舗、工場、倉庫、その他の建物のこと

### ➤➤ 登記家屋の場合 静岡地方税務局沼津支局 (923-1201)

国の機関である法務局にその建物の構造や面積、所有者などの情報が記録されている家屋のことです。取り壊しの届け出は法務局で行います。

①法務局へ届け出を行ってください。

### Vol.5 建物を取り壊したら届け出をしてください

問合せ先/税務課 (979-8108)

②法務局から取り壊されたことの通知が函南町へ送られてきます。

③町は、その通知によって、建物を取り壊されたことを把握します。

④次の年度から固定資産税・都市計画税が課税されなくなります。

### ➤➤ 未登記家屋の場合 税務課 (979-8108)

法務局に情報が記録されていない家屋のことです。町が情報を記録しています。

①町に届け出を行ってください。

②町が現地を確認し、取り壊されていることを確認します。

③次の年度から固定資産税・都市計画税が課税されなくなります。